

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第12号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号とし、移動項に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） <u>第38条第1項第1号に掲げる者 年額 34,300円</u></p> <p>（2）<u>令第38条第1項第2号に掲げる者 年額 51,700円</u></p> <p>（3）<u>令第38条第1項第3号に掲げる者 年額 52,100円</u></p> <p>（4）<u>令第38条第1項第4号に掲げる者 年額 68,000円</u></p> <p>（5）<u>令第38条第1項第5号に掲げる者 年額 75,600円</u></p> <p>（6）<u>令第38条第1項第6号に掲げる者 年額 90,700円</u></p> <p>（7）<u>令第38条第1項第7号に掲げる者 年額 98,200円</u></p> <p>（8）<u>令第38条第1項第8号に掲げる者 年額 113,400円</u></p> <p>（9）<u>令第38条第1項第9号に掲げる者 年額 128,500円</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） <u>第39条第1項第1号に掲げる者 年額 34,200円</u></p> <p>（2）<u>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 47,800円</u></p> <p>（3）<u>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 51,300円</u></p> <p>（4）<u>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 61,500円</u></p> <p>（5）<u>令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 68,400円</u></p> <p>（6）<u>令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 82,000円</u></p> <p>（7）<u>令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 88,900円</u></p> <p>（8）<u>令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 102,600円</u></p> <p>（9）<u>令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 116,200円</u></p>

改正後	改正前
<p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> 年額 <u>143,600円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> 年額 <u>158,700円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 年額 <u>173,800円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> 年額 <u>181,400円</u></p>	<p>(10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者</u> 年額 <u>129,900円</u></p>
<p><u>2</u> 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。</u></p> <p><u>3</u> 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは「36,700円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4</u> 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは「51,800円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係るものを除く。）</u>、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者</u>に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者</p>	<p><u>2</u> <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの規定による合計所得金額は、210万円とする。</u></p> <p><u>4</u> <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの規定による合計所得金額は、320万円とする。</u></p> <p><u>5</u> <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの規定による合計所得金額は、450万円とする。</u></p> <p><u>6</u> 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,600円とする。</u></p> <p><u>7</u> 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,600円」とあるのは「34,200円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8</u> 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「20,600円」とあるのは「47,900円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係るものを除く。）</u>、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者</u>に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つ</p>

改正後	改正前
<p>に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>た日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の総社市介護保険条例の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。